



ふじみ野市立スポーツセンター

ふじみ野市運動公園等

利用ガイド

2024年4月1日から
新公共施設予約システム及び新ルールの利用を開始します。

2024年7月20日改定版

ふじみ野市指定管理者
アイル・オーエンスグループ

目次	1
ご利用までの流れ	2
①利用者登録について	2
(1) 登録について	2
(2) 登録区分 団体登録と個人登録について	3
(3) 利用者登録の流れ	5
(4) 利用者カード	6
(5) 更新について	6
(6) 団体名簿について	6
(7) 登録時の注意点	7
②予約について	8
(1) 抽選予約について	8
(2) 一般予約について	9
(3) 窓口でのお支払い受付について	9
(4) 利用日の7日前からの予約について	10
(5) ご入金後の返金について	11
(6) 中学生以下ビジター利用について	12
③利用について	13
(1) 窓口受付	13
(2) 利用の流れ（当日）	13
(3) 当日予約の場合	14
(4) 利用のルール	14
(5) ご利用にあたり注意点	15
利用制限について	16
(1) 予約キャンセルによるペナルティについて	16
(2) 利用者番号の管理により起こる制限について	16
施設案内	17
【利用料金】	17
【休館日】	17
【体育館】	17
【卓球場】	17
【武道館】	18
【弓道場・アーチェリー場】	18
【テニスコート】	19
【グラウンド・野球場】	20
各施設問い合わせ先	22
(1) 職員常駐施設	22
(2) 職員不在施設	23
ふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等 利用規約	24

ご利用までの流れ

①利用者登録について

(1) 登録について

	ウェブ登録	窓口登録
受付場所	パソコンやスマートフォン 右のQRコード内のリンクから「ふじみ野市公共施設予約システム」へ移動し画面の指示にしたがって登録してください。 	総合体育館 上野台体育館 駒林体育館 運動公園 第2運動公園
受付時間	24時間 ※システム休止時以外	営業日の9:00～20:00 (運動公園のみ5:45～20:00)
必要なもの	マイナンバーカード	本人確認書類 (運転免許証、保険証、学生証、パスポート、※市内在勤の場合は社員証、マイナンバーカードのうちいずれか1つ住所の記載されているもの) 登録申請用紙
	メールアドレス必須	お持ちであればメールアドレス
	団体登録の方：団体名簿 (団体名簿に在勤先/在学先を記入されている場合は社員証や学生証で確認させていただきます)	
	弓道場の利用登録のみ 近的・遠的：初段以上の段位の証明できるもの 遠的：遠的の大会への過去10年以内の出場記録 アーチェリー：認定会への参加が必須 ※弓道場利用については、総合体育館までお問い合わせください	

(2) 登録区分 団体登録と個人登録について

	団体登録	個人登録
人数	10名以上の構成員がいるチーム	団体にあたらない利用者
利用者番号	1団体につき1つの利用者番号 ※市内団体は希望があれば10名ごとに1つの利用者番号が与えられ、1団体につき3つの利用者番号まで持つことができます。	1人につき1つの利用者番号 ※例えば、8名のチームは、8名それぞれが個人登録できます。
登録できる年齢	代表者が15歳以上の団体 (中学生は除く)	小学生以上
登録できる施設	テニスコート以外のすべての施設 ※テニスコートは個人登録のみ	全ての施設
申請者	原則、代表者もしくは副責任者	本人 (中学生以下は保護者)
予約面の制限	なし	1日/競技面1面/2コマ ※利用当日に空きがある場合は、当日に制限なく予約が可能です。窓口まで申し出ください。
市内/市外の登録区分の判断	団体名簿の構成員の割合 ※市内団体とは、市内に在住・在勤・在学する者が過半数を有し構成される団体のことをさします。 ※中学生以下の団体とは、構成員の過半数が中学生以下である団体です。	本人の在住・在勤・在学情報に基づく
利用料金	市内/市外の料金区分については登録情報が適用されます	
	大人/中学生以下の料金については当日の利用者の総数の割合で変わります。 ※中学生以下が全体の過半数を超える場合は、中学生以下の料金が適用されます。 ※障がい者が全体の過半数を超える場合は、障がい者の料金が適用されます。 ※当日差額が生じた場合、区分が大人から中学生以下になった場合は還付の対象となり、中学生以下から大人になった場合は追加料金を徴収させていただきます。障がい者料金も同様となります。 ※区分が変更になった場合は、当日の団体名簿の提出をお願いいたします。	

	団体登録	個人登録
抽選ができる者	テニスコートを除くすべての施設で 市内団体のみ ※市外団体は抽選ができません。	市内登録者のうち、テニスコートの み ※市内個人登録のテニスコート以外の利用者及び市外登録の利用者は抽選ができません。
団体名簿	全員分の名簿必須 記載事項：●ふじみ野市・富士見市・三芳町に在住の方は 在住先住所 ●市外在住でふじみ野市・富士見市・三芳町 に在勤・在学の方は在勤・在学先名 ●市外在住の方は在住先住所 中学生以下の団体は、年度ごとに提出が必要 保護者や役員等プレーをしない方の記載はしないでください ※名簿は、必要条件が掲載されていればチームで作成した データでの提出もできます	不要
利用者カード (窓口での提示が必須)	1つの利用者番号に2枚発行 団体メンバー及び保護者のみ利用可	1つの利用者番号に1枚発行 本人のみ利用可
有効期限	利用者番号が発行された日より2年間 更新手続きを行っていただくことで引き続きご利用可能 ※最終ログインの日から3年で登録は抹消されます。	

(3) 利用者登録の流れ

	ウェブ	窓口
登録内容の申請	登録内容を各自入力 	登録申請用紙に必要事項を記入し 窓口へ提出 スポーツセンター及び運動公園施設を利用される方
利用者番号の発行	利用者番号は必要書類が提出後、発行されます メールアドレスを登録された方へは、メールでお知らせします。	
	ウェブに必要事項が入力されたら即日発行されます。	混雑状況により、即日発行できないことがあります。3日程度いただく場合があります。
パスワードの発行	ウェブでパスワードを登録	登録申請用紙にパスワードをご記入ください
<u>注意 !! 利用者登録だけでは施設は予約できません。</u>		
施設利用許可申請	発行された利用者番号とパスワードで公共施設予約システムへログインしていただき、 <u>利用する施設へ利用許可申請</u> を出してください。	利用者登録申請用紙へご記入の上、裏面にある利用施設欄において利用したい施設を職員にお申し出ください。
	混雑状況により、即日発行できないことがあります。3～7営業日程度いただく場合があります。	
予約	P7からの②予約についてをご覧ください ※利用日の7日前からは利用したい施設の窓口での受付のみとなりますのでご注意ください。	
利用	P12からの③利用についてをご確認ください。	

(4) 利用者カード

- ・団体登録1アカウントにつき2枚発行します。
個人登録は1枚発行します。
- ・ウェブ申請や窓口で即日発行できない場合は、総合体育館、上野台体育館、駒林体育館、運動公園、第2運動公園の5施設でお受け取りください。
- ・個人カードは本人、団体カードは、団体のメンバーと保護者のみご利用いただけます
カードを不正に貸与したり、貸与された場合は貸与した側もされた側も1年間利用停止とします。
- ・個人登録で予約し、利用当日に本人が利用できない場合は本人からお電話で連絡をいただくことでご利用いただくことはできますがペナルティの対象となります。

※詳しくはP15をご確認ください。

- ・中学生以下の団体が利用する場合、窓口での受付には構成員となっている保護者が利用者カードを提示することができます。
- ・利用者カードは窓口での、利用・登録内容の照会・更新時等に必要です。コピーしたものや写真ではご利用いただけません。
- ・紛失した際は、窓口にて再発行の手続きを行ってください。
再発行が2度目以降は手数料として100円いただきます。
- ・利用者カードをお持ちいただいた方の本人確認をさせていただくことがあります。

(5) 更新について

有効期限	利用者番号が発行された日から2年間
更新手続き	期限の3か月前から更新手続きができます。 ※期限切れの場合も最終ログイン日から3年以内であれば、更新手続きを行うことで引き続き利用できます。
更新者	団体…代表者もしくは責任者 個人…登録者本人（中学生以下は保護者）
必要書類	窓口へ来られた方の本人確認書類と利用者カード 団体…団体名簿（構成員が変わった場合は適宜提出をお願いします。）

(6) 団体名簿について

- ・同一団体が不正に重複して利用者番号を所有することはできません。理由無く、構成員（代表者を含む）の半数以上が同一の場合は重複登録とみなします。
- ・中学生以下の団体は、利用料金に変更になる場合があるため、年度ごとに団体名簿の提出をお願いします。
- ・少年団等での登録は、監督・コーチ以外の大人は団体の構成員には含まれません。

- ・団体名簿の原本は、指定管理者のホームページにあります但各団体で作成したものに必要事項が掲載されている場合はそちらでも提出いただくことができます。
- ・必要事項は、氏名、中学生以下の場合は年齢、ふじみ野市・富士見市・三芳町在住者は住所、市外在住でふじみ野市・富士見市・三芳町に在勤/在学している場合はその在勤/在学先をご記入ください。
市外に在住しており、ふじみ野市・富士見市・三芳町に在勤/在学していない場合は住所をご記入ください。
- ・在勤先/在学先をご記入の際は、社員証や学生証を確認させていただくことがあります。

（７）登録時の注意点

- ・利用者番号の貸与・譲渡はできません。
- ・必要書類が揃っていないと登録はできません。
- ・登録内容に不備や不正があった場合、登録後でも利用者番号を取消すことがあります。
- ・パスワードを忘れた場合、パスワードは再発行となります。
パスワードを職員がお伝えすることはできませんのでご注意ください。
- ・登録後に不正な利用が発覚した場合は、利用者番号を停止もしくは取り消しさせていただきます。

ご利用までの流れ

②予約について

(1) 抽選予約について 2024/4/1から抽選予約申し込み開始

抽選予約	市内団体 (テニスコートを除く)	市内個人 (テニスコートのみ)	テニスコートを 除く個人登録 及び 市外団体
申込み方法	ウェブもしくは各施設端末機で、 ふじみ野市公共施設予約システムから申込み		不可
申込み期間	利用日の2か月前の1日午前0:00～10日		
予約可能コマ数	時間帯貸し8コマ 時間貸し12コマ		
抽選結果発表日	利用日の2か月前の11日		
利用料金 支払い期間	利用日の2か月前の11日(当選日)から18日まで		
支払方法	予約システム内でクレジット払い もしくは 窓口にて現金での支払い ※窓口でのお支払いには利用者カードをご提示ください		

期間内にお支払いの無い場合は予約が自動キャンセルとなります。

(2) 一般予約について 2024/4/1から一般予約開始

一般予約		市内	市外
ウェブ申込	申込期間	1か月前の1日午前9:00から 利用日の8日前	利用日当月の1日午前9:00から 利用日の8日前
	支払い期間	予約日から8日以内かつ 利用日の8日前まで	予約日から8日以内かつ 利用日の8日前まで
	支払い方法	予約システム内でクレジット払い もしくは 窓口にて現金での支払い ※窓口でお支払いの際には、利用者カードをご提示ください 【注意点】 ウェブ申込みされた予約のうち利用日の7日前の時点で未払いのものは自動キャンセルされます。8日前にウェブ申込みをされる方は当日のうちに利用料金を支払わないと予約がキャンセルされてしまうのでご注意ください。	
窓口申込	申込み期間	利用日の7日前から当日 ※窓口でお支払いの際には、利用者カードをご提示ください 【注意点】 利用日の7日前から当日(荒川運動公園のみ5日前)までの予約申込みは、各施設の窓口のみとなり、利用料金をその場で支払うことで予約完了となります。	
	支払い期間	予約と同時に窓口もしくはオンライン決済で申込当日にお支払い ※申込みのできる施設はP9(4)参照	
	支払い方法	窓口では現金のみ	

期間内にお支払いの無い場合は予約が自動キャンセルとなります。

(3) 窓口でのお支払い受付について

窓口でお支払いいただく際は、利用者番号と予約名をお申し出ください。

施設	受付時間	休館日
ふじみ野市立総合体育館 上野台体育館 駒林体育館	9：00～20：00	毎月第1月曜日（祝日は除く） 年末年始12月27日～1月5日 ※休館日に窓口受付はできません。
ふじみ野市運動公園	5：45～20：00	
ふじみ野市第2運動公園	9：00～20：00	
荒川運動公園	現地での予約の受け付け及び料金の支払はできません。 総合体育館、上野台体育館、駒林体育館、運動公園、第2運動公園のいずれかの窓口へお越しください。	
荒川第2運動公園		
びん沼サッカー場		

（４）利用日の7日前からの予約について※（２）について補足

利用日の7日前からは、窓口もしくはお電話での申し込みとなります。ウェブ上での申し込みはできません。

予約の申し込みはご利用する施設へお知らせください。河川敷グラウンドは料金収受できる施設で受け付けます。

お申込みいただいた当日にオンライン決済もしくは、窓口でご入金いただきます。お申し込み当日中にお支払いの無い場合は自動取消となりペナルティポイントが付与されます。

料金の支払いが現金の場合、予約完了後はお近くのスポーツ施設運動公園等でお支払いいただけます。

申込の際は、利用者番号と予約名をご用意ください。

お電話での申し込み後、申込み当日中にお支払いが確認できなかった場合はペナルティポイントが付与されます。

利用したい施設	受付施設	受付時間	休館日
ふじみ野市立総合体育館		9：00～20：00	第1月曜日 (休日は除く) 年末年始 (12月27日～1月5日) ※休館日は受付できません
上野台体育館			
駒林体育館			
ふじみ野市運動公園		5：45～20：00	
ふじみ野市第2運動公園		9：00～20：00	
荒川運動公園	 左記3施設については、 上記5施設で受付可能		
荒川第2運動公園			
びん沼サッカー場			

(5) ご入金後の返金について

【利用者様都合によるキャンセル】

- ・利用日の1か月前までの場合は窓口による予約の取消の申請で入金額の50%を返金致します。
- ・利用日まで1か月を切った予約は返金できません。
- ・病気やケガ、不幸、事故等でのキャンセルも返金できませんのでご了承ください。

【100%返金対象となる施設都合及び天候によるキャンセル】

対象施設	施設への連絡	キャンセル理由	
全施設	不要 施設から連絡します	施設都合	施設側の理由により利用できない
		災害時	災害や感染症等の為施設を閉鎖
	必要	熱中症	当日、環境省の熱中症予防情報サイトで所沢地点のWBGT値が25度以上を目安とする
		雪	当日、雪予報が出ている
	不要	雪	当日、指定管理施設で降雪・積雪の確認が取れた
屋外施設	必要	雨	当日、降雨予報が出ている
	不要		当日、該当施設で降雨の確認が取れた
	必要	風	当日、気象庁の埼玉県南部の風予報が「やや強く」以上の予報が出ていることを目安とする

【還付に必要なもの】

- ・還付対象となる予約をしている個人または団体の利用者カード
- ・現金払いの場合は、施設の領収印のある「利用許可書兼納入通知書兼領収書」
- ・クレジット決済の場合は、個人登録の場合はご本人様、団体登録の場合はクレジット決済をされた方がご連絡ください。ご本人様確認をさせていただきます。まとめてお支払いいただいている場合は、一度まとめての全額取り消しが必要です。

還付対象外の利用料、大人料金と中学生以下・障がい者利用の料金変更、1か月前の取消による利用料の50%還付がある場合には再度お支払い手続きが必要です。その際の改めてのお支払いは、クレジットカード、現金どちらでもお支払いいただけます。

改めてのお支払いの手続きが必要な場合は、未納がないか確認させていただきます。速やかにお手続きいただきますようお願いいたします。

- ・手続き上、改めてお支払いが必要なのに未納が続いた場合はご利用を停止させて

いただくことがあります。

- ・現金払いの場合、領収印のある納入通知書兼利用許可書兼領収書を施設窓口までお越しください。
- ・利用時間前に取消の連絡のないものは、還付の対象とならないものがあります。入金後のご予約の取消は、お支払い可能な施設までご連絡ください。

（６）中学生以下ビジター利用について

「友達同士で部活動の個人練習がしたい。」「球技ができる場所がないので体育館を使いたい。」「ダンスの個人練習をしたい。」など・・・

以下の条件を満たした市内の中学生及び小学生が利用する場合、当日の窓口において登録不要で中学生以下の料金でご利用いただけます。

市内中学生・小学生のみで利用する場合、当日予約かつ登録不要で中学生以下の料金でご利用いただけます。

対象	ふじみ野市内に在住・在学の中学生・小学生のみでスポーツ施設・運動公園を利用する場合。 ※１５歳以上（中学生を含まない）と一緒に利用する場合は適用外となります。
料金	各施設の中学生以下の料金
予約日	当日のみ（事前に予約の確保はできません）
必要なもの	利用する全員の在学を証明するものとして以下をご用意ください。 【中学生の場合いずれか一つをご用意ください】 ①生徒手帳を提示 ②学校指定の体育着やジャージを着用 【小学生の場合両方を満たしてください】 ①保護者同伴であること ②生年月日のわかる本人確認証を提示
注意事項	・１５歳以上（中学生を含まない）が、一緒に利用されていることを発見した場合は、利用を中止していただきます。 ・指導や、球出しも利用に含みます。 ・付き添いの保護者は競技コートの外でお待ちください。 ・在学先の学校名を確認させていただきます。

ご利用までの流れ

③利用について

(1) 窓口受付

- 団体 … 利用報告書を記入後、利用者カードと併せて提示してください
- 個人 … 原則本人が窓口で利用報告書を提出し、利用者カードを提示してください。

●利用報告書

【利用前】

利用する施設の報告書へ「利用後の点検項目」以外の欄への記入してください。

【利用後】

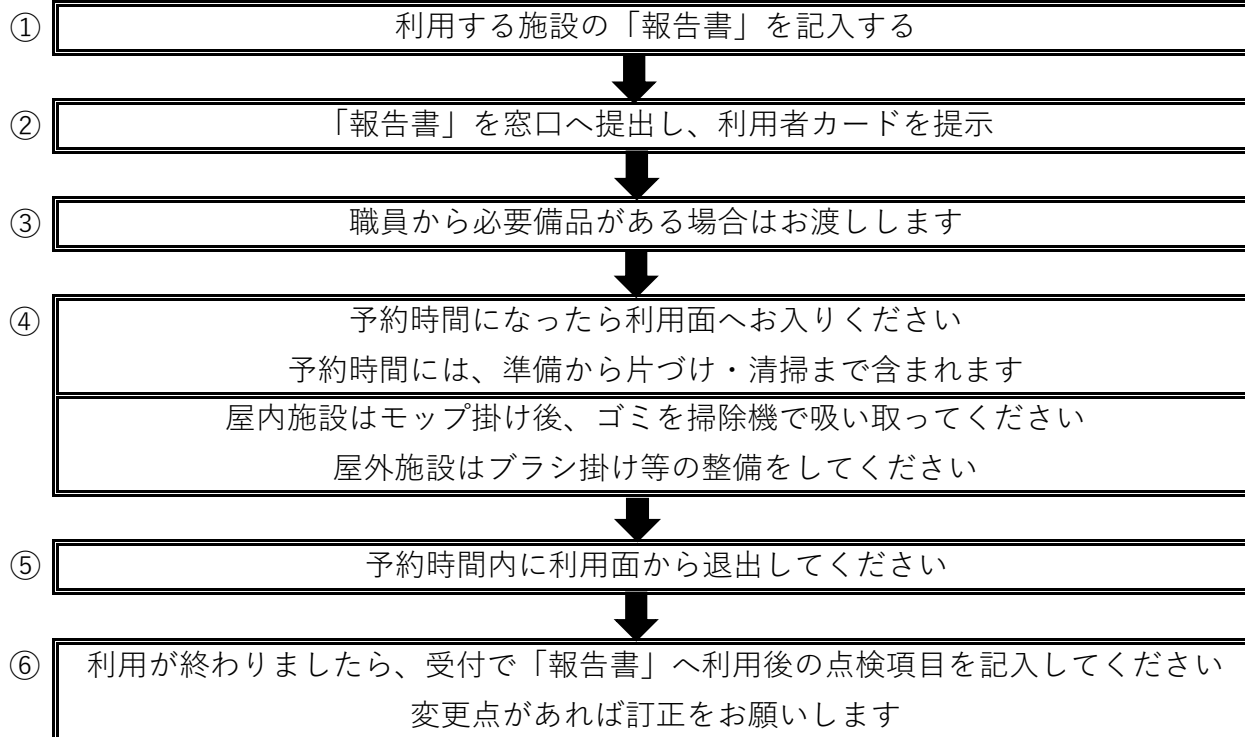
利用前に記入した内容（人数等）に変更があった場合は訂正してください。

「利用後の点検項目」の欄をご記入ください。

●当日名簿の提出が必要となる場合

- ・ 団体登録で、登録内容より3名以上人数が増えた場合
 - ・ 登録時の料金区分（大人/中学生以下/障がい者→市内/市外）と変更があった場合
- ※大会要項を事前に提出している場合は不要

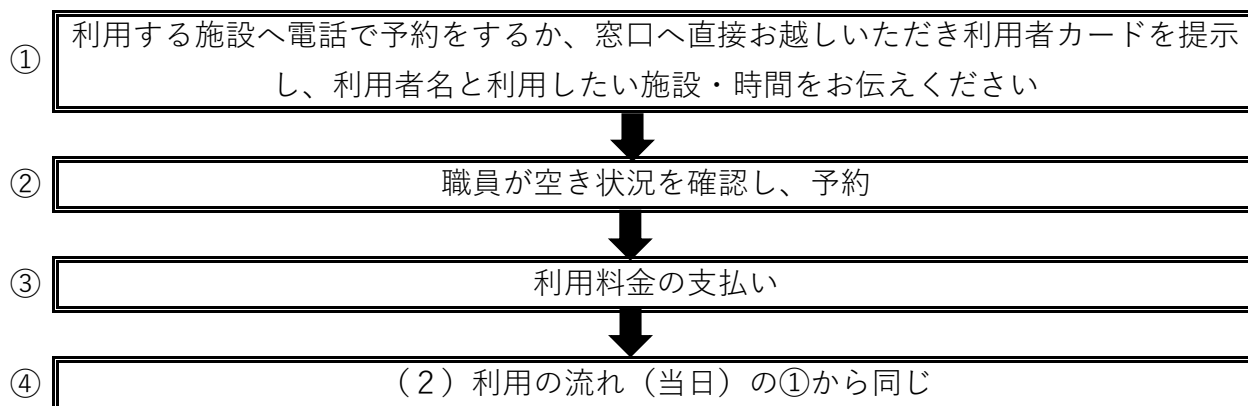
(2) 利用の流れ（当日）



(3) 当日予約の場合

空きがある場合、利用する施設窓口-電話にて予約ができます。当日予約にも登録が必要です。登録が完了してからの予約となる為、予約が埋まってしまうことがあります。

個人登録でも当日に空きがあれば、面数の制限なく予約できます。



(4) 利用のルール

競技種目について

- ・利用できない競技もあります。
- ・予約時に種目が表示されない場合は窓口までお問い合わせください

怪我防止の為、最低利用面が定められている競技があります

- ・アリーナでよく使われる種目で条件のあるもの

種目	総合体育館・第2運動公園	上野台体育館・駒林体育館
バスケットボール	アリーナ1/2面 アリーナ全面	アリーナ全面
バレーボール		
ドッジボール		
新体操		
ソフトバレー	アリーナ2/6面	アリーナ2/3面

- ・野球（軟式・硬式）

種目	多目的グラウンド	運動公園	第2運動公園	荒川運動公園	荒川第2運動公園
硬式野球	利用不可	野球場 1面	多目的球場 1面	野球場 ABC全面	野球場 AB面全面
軟式野球	少年野球のみ	野球場 1面	多目的球場 1面	野球場 1面	野球場 1面

上記以外の種目でも利用できない種目もあります。詳しくは、各施設窓口まで問い合わせください。

(5) ご利用にあたり注意点

・個人利用の際に、原則本人が来られない場合は利用できません。個人利用の場合は、当日来場される方での申し込みをお願いします。ただし、以下の条件が必要となります。

◎本人から施設に連絡があった場合。

◎利用することができるが、ペナルティポイントが付くことをご承知おきください。

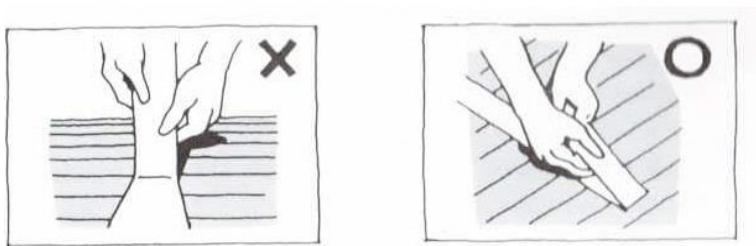
ペナルティポイントは対象外となる場合があります。※詳しくは、P16を参照ください。

- ・利用時間には、準備、片付け、清掃が含まれます。
- ・利用した備品は元の位置に戻してください。
- ・利用後の清掃において、屋内施設はモップ掛けの後にモップについたゴミを掃除機で吸ってください。屋外施設は、施設に沿った整備をお願いいたします。
- ・施設には、テープや杭等のマーカーを残さないでください。
- ・アリーナでテープを貼る際には、受付窓口にお申し出ください。
テープを剥がすときには、必ず下の図のように剥がしてください。
- ・原状復帰が原則となります。備品や施設等を破損してしまった場合は受付までお申し出ください。

損傷個所を見つけた場合、怪我の原因になりますので速やかにご報告をお願いします。

- ・天井等に挟まってしまったボール等は施設側で取ることが出来かねますのでご了承ください。

※テープの剥がし方



テープを手元にゆっくりとたぐり寄せるようにはがして下さい。

くれぐれも斜め上に引っ張ってはがすことは禁物です。

利用制限について

(1) 予約キャンセルによるペナルティについて

多めに予約を入れて、ギリギリまで未払いで置いておき、使わない分を自動キャンセルにする不正予約を防ぐため、自動キャンセルになったものについてはペナルティとなります。



【対象となる予約】

- ・利用日の8日前に未払いの予約が残っていた場合、その予約が対象となります。
(利用日の8日前にお支払いが完了もしくは予約の取消があったものは対象外とします。)
- ・利用当日、施設を利用するが利用者カードの提示ができなかった場合。
- ・個人利用の場合に、当日登録者本人が来られないが施設利用する場合。
ただし、以下の場合にはペナルティポイントの対象外とします。
 - ◎感染症等に罹患するなど、やむを得ない事情の場合。
病院の領収書等を確認させていただくこともございます。
- ・当日電話予約で、施設都合ではなくご利用がなかった場合。

【ペナルティについて】

- ・上記の対象となる予約1件を1ポイントとします。
(対象となる予約が複数ある場合は、1件ごとにカウントします。)
- ・市内団体で複数アカウントをお持ちの場合は、合算とします。
- ・スポーツセンター及び運動公園のポイントは、合算とします。
- ・同じ月に、3ポイントとなった利用者番号は翌月より2か月間スポーツセンター及び運動公園は利用停止となります。

【利用停止前に取った予約について】

利用停止期間前に取った予約は有効です。

- ・ただし、ウェブでの決済はできません。
利用料金の支払は支払い期間内に窓口でお支払いください。
- ・利用停止期間は、予約システムでの操作ができません。窓口までお越しください。

(2) 利用者番号の管理により起こる制限について

- ・団体による不正な二重登録等が発覚した場合には、両団体の登録を停止させていただくことがあります。
- ・利用者カードの不正利用が発覚した場合には、譲渡した側・された側両者の利用を1年間停止させていただきます。
- ・利用者番号の有効期間は発行日より2年間です。
更新作業がない場合は、該当する利用者番号での利用ができません。
期限切れの利用者番号も、更新手続きを行うことで再度利用可能となります。
- ・登録内容との確認の為、団体構成員や登録者の本人確認を適宜実施することがあります。

施設案内

【利用料金】

ここに表示されている利用料金は、ふじみ野市・富士見市・三芳町に在住・在学・在勤の方、又はその構成員が過半数を有する団体が利用する場合の料金であり、それ以外の方が利用する場合の利用料金は、この表の金額の2倍となります。

【休館日】

毎月第1月曜日（ただし祝日の場合は開館）、12月27日から1月5日は休館日となります。

【体育館】 ※施設の前にある数字は所在地を示しています。P21「各施設問い合わせ先」をご確認ください。

① スポーツセンター総合体育館

利用時間	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
貸し出し区分	全面	1/2面	2/6面	1/6面
広さ	バスケット及び バレーコート2面分	バスケット及び バレーコート1面分	バドミントンコート 2面	バドミントンコート1面
料金	1コマ/ 1/6面 /400円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/ 1/6面 /200円）			
会議室	2室 1コマ/1室/400円			

② 上野台体育館

利用時間	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
貸し出し区分	全面	2/3面	1/3面	
広さ	バスケット及び バレーコート1面分	バドミントンコート2面	バドミントンコート1面	
料金	1コマ/ 1/3面 /200円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/ 1/3面 /100円）			

③ 駒林体育館

利用時間	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
貸し出し区分	全面	2/3面	1/3面	
広さ	バスケット及び バレーコート1面分	バドミントンコート2面	バドミントンコート1面	
料金	1コマ/ 1/3面 /200円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/ 1/3面 /100円）			

④ ふじみ野市第2運動公園

利用時間	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
貸し出し区分	全面	1/2面	2/6面	1/6面
広さ	バスケット及び バレーコート2面分	バスケット及び バレーコート1面分	バドミントンコート 2面	バドミントンコート1面
料金	1コマ/ 1/6面 /400円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/ 1/6面 /200円）			

【卓球場】

⑤ ふじみ野市第2運動公園

利用時間	9:00～21:00
	1時間ごとの貸出
広さ	卓球台6台 常設
料金	1時間/1台/100円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1時間/1台/50円）

【武道館】

① スポーツセンター多目的室・武道場

利用時間	9:00～12:00		12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
1階	多目的室	床面/1面	音響設備（無料）、エアコン1時間/500円		
2階	武道場	床面（畳）/1面	扇風機（無料）、エアコン1時間/500円		
料金	1コマ/800円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/400円）				

※武道場の畳は利用時間内に利用者様での準備・片付けとなります。

⑤ ふじみ野市第2運動公園 武道館

利用時間	9:00～12:00		12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
1階	柔道場	畳/2面	音響設備（無料）、冷風機（無料）		
2階	剣道場	床面/2面	冷風機（無料）		
料金	1コマ/1面/800円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/1面/400円）				

【弓道・アーチェリー場】

① 弓道場

利用時間	9:00～21:00 1時間ごとの貸出		
近的場	6人立ち	和弓のみ	28m
遠的場	2人立ち	和弓	60m
		アーチェリー	50m
料金	1的/1時間/200円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1的/1時間/100円）		

※弓道・アーチェリーが同じ時間に利用することはできません。



【テニスコート】※テニスコートは個人登録のみ

① スポーツセンターテニスコート

利用時間	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

コート	砂入り人工芝コート 4面					
料金	1コマ/1面/800円 (中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/1面/400円)					

※4月から9月は19時から、10月から3月は17時から別途照明料金が必要 (1コマ/1面/800円)

④ ふじみ野市運動公園テニスコート

利用時間	5:45～7:45	8:00～10:00	10:15～12:15	12:30～14:30
	14:45～16:45	17:00～19:00	19:15～21:15	

コート	砂入り人工芝コート 6面			
料金	1コマ/1面/800円 (中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/1面/400円)			

※4月から9月は19時から、10月から3月は17時から別途照明料金が必要 (1コマ/1面/800円)



【グラウンド・野球場等】

人工芝グラウンド

① 多目的グラウンド

利用時間	4月から9月 9:00～19:00	10月～3月 9:00～17:00
	1時間ごとの貸出	
コート	人工芝	
広さ	全面	半面
	少年サッカー1面及び少年野球1面	フットサルコート1面
料金	1時間/3,000円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1時間/1,500円）	1時間/1,500円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1時間/750円）

④ ふじみ野市運動公園フットサルコート

利用時間	4月から9月 9:00～19:00	10月～3月 9:00～17:00
	1時間ごとの貸出	
コート	人工芝	
広さ	フットサルコート 2面	
料金	1時間/1面/1500円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1時間/1面/750円）	

それ以外のグラウンド

④ ふじみ野市運動公園野球場

利用時間	5:45～7:45	8:00～10:00	10:15～12:15	12:30～14:30	14:45～16:45	17:00～19:00※
広さ	野球場1面					
料金	1コマ/1500円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/400円）					

芝生養生期間・・・1月6日から3月14日は土日祝のみ利用可（ただし、大会開催やスパイク着用不可）

※17:00～19:00のコマは5月から8月まで利用可能

⑥ 荒川運動公園

利用時間	6:00～8:00	8:00～10:00	10:00～12:00	12:00～14:00	14:00～16:00	16:00～18:00
広さ	野球場ABC3面、サッカーコート1面（野球場を使用してサッカー可）					
料金	1コマ/1面/1200円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/1面/600円）					

※硬式野球は安全確保の為、野球場3面すべて予約が必要

※野球場を利用してサッカーをする場合は、野球場ABC面もしくは野球場AC面となります。

⑦ 荒川第2運動公園

利用時間	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00
広さ	野球場2面			
料金	1コマ/1面/1500円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/1面/400円）			

※硬式野球は安全確保の為、2面とも予約が必要

芝生養生期間・・・1月6日から2月末日までは土日祝のみ利用可（ただし、大会やスパイク着用不可）

⑧ びん沼サッカー場

利用時間	6:00～12:00	12:00～18:00
広さ	サッカーコート1面（少年サッカーコート2面）	
料金	1コマ/2000円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/600円）	
利用資格	市内登録者のみ	

⑤ ふじみ野市第2運動公園 多目的球場

利用時間	9:00～18:00 1時間ごとの貸出
広さ	野球場1面 もしくは サッカーコート1面
料金	1コマ/1300円（中学生以下及び障がい者登録の利用者 1コマ/650円）

① グラウンドゴルフ場

利用時間	9:00～12:00	13:00～17:00
広さ	グラウンドゴルフ場1面	
料金	無料	
利用資格	市内登録者のみ	

※施設の都合上、臨時駐車場、駐輪場として利用する場合予約をお断りすることがあります



各施設問い合わせ先

(1) 職員常駐施設

①ふじみ野市立総合体育館（ふじみんアリーナおりひめ）

〒356-0054

ふじみ野市大井武蔵野1392-1

☎049-264-7711

FAX049-269-4731

②上野台体育館

〒356-0011

ふじみ野市福岡1-1-3

☎049-263-8988

FAX 049-263-1998

③駒林体育館（さぎの森小学校体育館 外階段から受付にお越しください）

〒356-0034

ふじみ野市駒林28

☎・FAX049-269-2985

④ふじみ野市運動公園

〒356-0014

ふじみ野市福岡新田247-1

☎・FAX049-266-3941

⑤ふじみ野市第2運動公園

〒356-0011

ふじみ野市福岡 5

☎・FAX049-265-3460

(2) 職員不在施設

⑥荒川運動公園

〒354-0004

富士見市南畑字十人野

☎049-255-1070（利用当日）

049-266-3941（ふじみ野市運動公園管理棟）

⑦荒川第2運動公園

〒331-0065

さいたま市西区二ツ宮字平沼1437

☎049-266-3941（ふじみ野市運動公園管理棟）

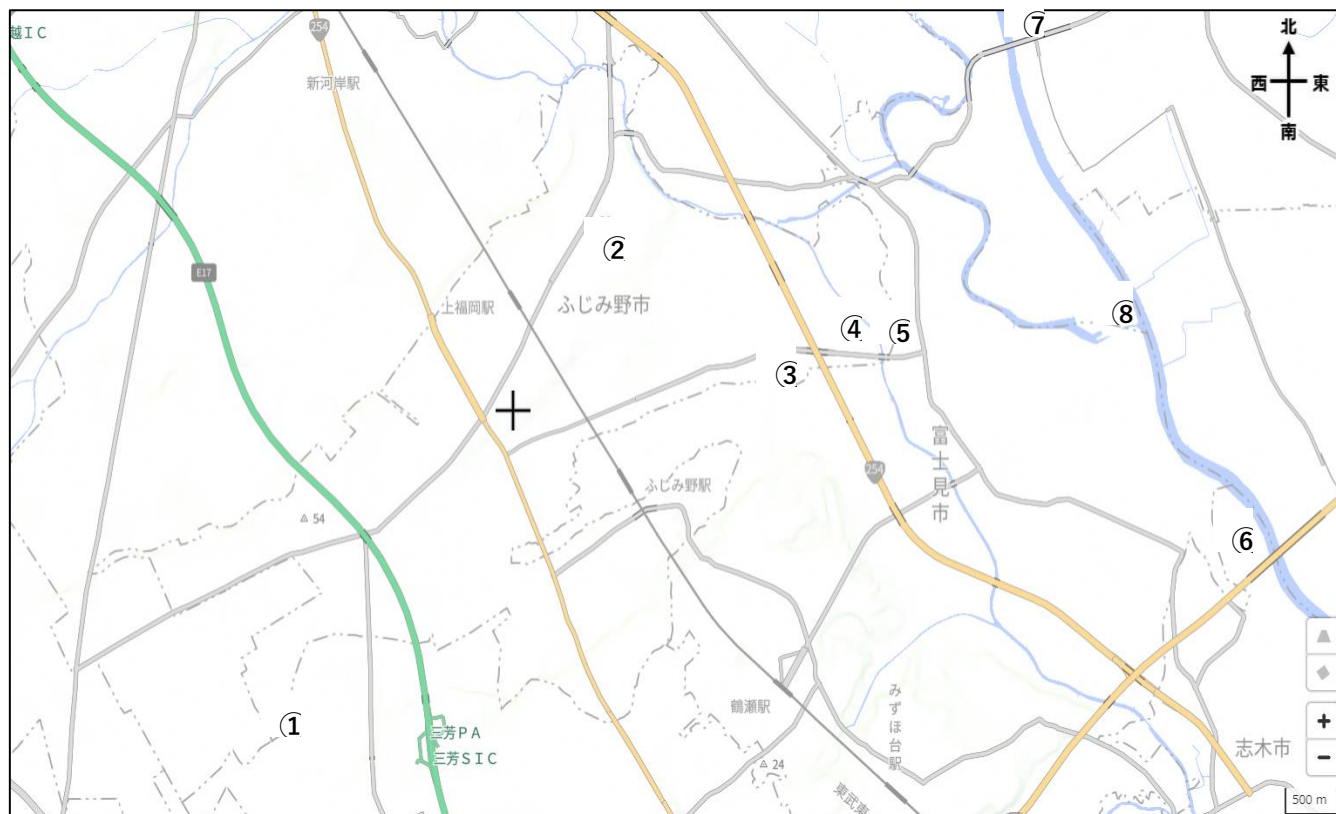
⑧びん沼サッカー場

〒331-0060

さいたま市西区塚本地先（南畑排水機場脇）

☎049-266-3941（ふじみ野市運動公園管理棟）

場所は目安となりますのでご注意ください



ふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、ふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等(以下、「本施設」といいます。)における利用規則、登録、ふじみ野市公共施設予約システム(以下、予約システムといいます。)利用方法及びサービスの内容について必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 本規約で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 個人利用 団体の定義に該当しない者の場合を言います。
- (2) 団体利用 本施設を10人以上の構成員で利用することを言います。
- (3) 市内 個人の場合、ふじみ野市に在住、在学、在勤している者を言います。
団体の場合、ふじみ野市に在住、在学、在勤している構成員が過半数の団体を言います。
- (4) 市外 市内の定義に該当しない者を言います。
- (5) HP 本スポーツ施設の「ホームページ」を言います。

(個人利用)

第3条 本施設を個人利用する際の手順は、本施設が別に定めるふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等の利用ガイド(以下、利用ガイドといいます。)によります。

- 2 個人利用については、個人の情報が利用区分となります。
- 3 個人で利用登録をすることができる者は、小学生以上となります。中学生以下が登録する場合は保護者が登録の申請をしてください。
- 4 利用の際は、本施設の「利用者カード(個人)」を本人が窓口にご提示ください。
- 5 「利用者カード(個人)」を、他人に譲渡したりされたりした場合は、両者ともに本施設を1年間利用停止となります。
- 6 個人利用の施設利用許可の有効期限は、許可がおりた日から3年となります。3年ごとに更新手続きを行うことで利用継続となります。
- 7 弓道での個人登録には、近的利用で初段以上の認定証の提示が必要です。また、遠的を利用するには、初段以上で10年以内に遠的の大会に出ていることが条件となります。
- 8 アーチェリーのご利用には、本施設が実施する認定会へ参加いただき認定された方のみご利用いただけます。総合体育館までお問い合わせください。
- 9 弓道場利用の登録のみ、総合体育館窓口限定とさせていただきます。
- 10 テニスコートの登録は、個人利用でのみ可能となります。(団体利用としての登録はありません。)

(団体利用)

第4条 本施設を団体利用する際の手順は、本施設が別に定める利用ガイドによ

ります。

- 2 団体名簿に記入する構成員は、指導者及び競技者のみを記入してください。
- 3 構成員の確認を適宜実施させていただくことがあります。その際、本人確認証の提示や在勤・在学の証明書を提示していただくことがあります。
- 4 原則として同一団体が複数アカウントを所有することはできません。
同じ種目の団体構成メンバーの半数以上が同じ場合は同一団体とします。認められた市内団体のみ構成員の人数により最大3アカウントまで付与します。
- 5 団体による不正な二重登録等が発覚した場合には、両団体の登録を停止させていただくことがあります。
- 6 利用の際は、本施設の「利用者カード(団体)」を団体構成メンバーが窓口にご提示ください。
- 7 「利用者カード(団体)」を、他人に譲渡したりされたりした場合は、両者ともに本施設を1年間利用停止となります。
- 8 利用人数が常に登録人数の半分以下や2倍以上で、かつ同じ方がご利用しているような場合は、注意勧告や再登録をしていただくことがあります。
- 9 団体利用の有効期限は、本施設の許可がおりた日から3年となります。3年ごとに更新手続きを行うことで利用継続となります。
- 10 弓道で遠的を団体で利用する場合は、遠的の登録ができる条件かつ5段以上の方が代表者となる必要があります。
- 11 弓道場利用の登録のみ、総合体育館窓口限定とさせていただきます。

(予約方法)

第5条 本施設の利用は、ふじみ野市公共施設予約システム(以下、予約システムといいます。)により受付けます。

(1) 施設や期間によりインターネットでの受付ができない場合があります。

(2) 利用日の7日前からは、利用を希望する各施設の窓口、または電話での受付となります。申込み当日にオンライン決済または各施設で利用料金をお支払いください。

- 2 第6条、第7条に定めるとおり、区分により、抽選申込み及び予約申込み開始時期が異なりますのでご注意ください。
- 3 月に1回程度の予約システムの保守や、緊急対応の際の予約システムが利用できない場合には、抽選申込み及び予約申込みはできません。
- 4 施設により利用できない種目や利用面数に条件のある種目がありますので、利用ガイドをご確認ください。
- 5 弓道場以外の個人利用の場合、1日に利用できる面数は競技種目に必要な1面で、2時間もしくは2コマのみです。ただし、利用当日に空きがある場合は無制限で予約することが可能です。
- 6 各施設の利用時間及び利用枠については、ガイドをご確認ください。

(抽選申込み)

第6条 抽選申込みは、市内団体と市内個人（テニスコートのみ）が行うことができます。

2 抽選申込みは利用月の2か月前の1日から10日の間に、予約システムで申し込んでください。

3 抽選結果は2か月前の11日に発表されます。抽選結果の公表から18日までの8日間のうちに利用料金をお支払いください。

4 抽選結果の公表から18日までの間に利用料金のお支払いがない場合は、予約は自動的にキャンセルとなります。

（予約申込み）

第7条 予約申込みは次の各号の期間で、予約システムより行うことができます。

(1) 市内団体、市内個人の場合、利用月の1か月前の1日から利用日の8日前まで

(2) 市外団体、市外個人の場合、利用月の1日から利用日の8日前まで

2 利用日の7日前から利用当日のご予約は、次にあげる利用を希望する施設の窓口、またはお電話で予約することができます。予約と同時に予約分の利用料金のお支払いが必要です。申込み当日にオンライン決済またはお近くの支払い可能な施設で利用料金をお支払いください。申込み当日にお支払いがない場合は、自動キャンセルとなりペナルティポイントが付与されます。受付時間は、営業日の開館時間～20:00です。なお、荒川運動公園については、利用日の5日前までに予約が必要です。

3 利用日の7日前からの予約については以下の窓口にて受付しており、料金収納と同時に予約確定となります。

(1) 多目的グラウンド、総合体育館、スポーツセンターテニスコート、弓道場、グラウンドゴルフ場の予約は、総合体育館窓口までお越しいただくかお電話ください。

(2) 上野台体育館の予約は、上野台体育館窓口までお越しいただくかお電話ください。

(3) 駒林体育館の予約は、駒林体育館窓口までお越しいただくかお電話ください。

(4) 運動公園の予約は、運動公園窓口までお越しいただくかお電話ください。

(5) 第2運動公園の予約は、第2運動公園窓口までお越しいただくかお電話ください。

(6) 荒川運動公園、荒川第2運動公園、びん沼サッカー場の予約は、総合体育館・上野台体育館・駒林体育館・運動公園・第2運動公園のいずれかの窓口までお越しいただくかお電話ください。

4 中学生以下の個人利用の利用方法については、利用ガイドをご確認ください。

（料金の支払い及びキャンセル）

第8条 利用料金の支払は、次の支払い期間内にお支払いください。支払期間内

に支払いがない場合は、自動的にキャンセルとなります。

(1) 抽選申込みによる予約の場合 抽選結果の公表日から 8 日以内

(2) 予約申込みによる予約の場合 予約をした日から 8 日以内かつ利用日の 8 日前まで

(3) 利用日の 7 日前から利用日当日に窓口で予約した場合 予約と同日

2 次のいずれかの方法により、料金をお支払いください。

(1) 予約システム内でのクレジットカード払い

(2) 各施設窓口での現金払い

3 利用料金支払い前のキャンセルは、予約システムより行ってください。

4 利用料金支払い後のキャンセルは、団体の場合は団体構成メンバー、個人の場合は本人が本施設に利用者カードを持参のうえ申請をしてください。天候不良などの場合は、お電話でも受付けます。その際は、お電話口の方の本人確認をさせていただきます。

(1) 還付については、クレジットカード・現金でのお支払い共に窓口での還付受付となります。

① クレジットカードでお支払いをされた方は、該当のクレジットカードをお持ちください。

② 現金でお支払いをされた方は、収納時にお渡しした「利用許可書兼領収書」原本をご持参ください。

(2) キャンセルに伴う還付額は次に掲げるとおりです。

① 利用者都合による取消の場合(怪我、病気を含む)

利用日の 1 か月前までにキャンセルした場合 50%

利用日まで 1 か月を切ってキャンセルした場合 0%

② 天候不良による取消(基準は利用者ガイドを参照)の場合 100%

③ 施設都合(休館や修繕等)による取消の場合 100%

(3) 還付金の返還方法

① クレジットカードでお支払いされた方は、クレジットカードによる返金となります。現金の場合は現金での返金となります。

② クレジットカードでお支払いされた方で還付額が 50%だった場合は、別途取消料として利用料金の 50%分の費用を徴収します。(クレジットカード・現金どちらの方法でも支払うことが可能です)

③ 複数件まとめてクレジットカードでお支払いいただいた場合は、一旦まとめてお支払いいただいたすべてを取り消す必要があります。取消した予約以外の利用料金を改めて徴収します。(クレジットカード・現金どちらの方法でも支払うことが可能です)

(利用料金未納のペナルティ)

第 9 条 利用の公平を期するため、利用料金未払いのまま利用日の 7 日前に予約が自動キャンセルされた場合は、以下のペナルティポイントを課します。

- (1) 利用日の7日前までにお支払いがなく予約が自動キャンセルとなった場合
予約1件につき1ポイント
- (2) 個人登録の予約で本人が来られない場合、予約1件につき1ポイント
- (3) 団体登録の予約で利用者カードの提示ができなかった場合、予約1件につき1ポイント
- (4) 利用日の7日前から利用当日のお電話での予約で、申込み当日中に利用料金のお支払いがなかった場合、予約1件につき1ポイント
- 2 本施設内で発生したペナルティポイントが同じ月に累計で3ポイント以上になったときは、その達した月の翌月から2か月間予約システムを利用停止とさせていただきます。
- 3 利用停止期間内は、予約を取ること、予約の変更や取消、システム内でのオンライン決済のお支払いができませんのでご注意ください。なお、利用停止期間中のすでに予約している予約に関しては、ご利用いただくことができます。利用料金がお支払い前の場合、窓口までお越しください。
- 4 ペナルティポイントの累計は、毎月月末で消滅するものとし、再び規定を適用とします。
- 5 複数アカウント所有している、市内団体のペナルティポイントはまとめて計算されます。

(施設利用方法及び事故)

第10条 施設利用当日の注意事項は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 1 利用日当日は利用者カードを必ずご持参ください。
- 2 利用時間は、備品の準備・設置・片づけの時間も含まれます。また、使用備品については必ず設置した利用者が片づけてください。施設職員の指示なく、そのままの状態にしないでください。
- 3 本施設の音響設備を利用したり、音響機器を持ち込んだり場合は職員までお申し出ください。全面利用でない場合は、お断りすることがあります。
- 4 ボールやラケットは、原則利用者にてご持参ください。
- 5 利用者の故意又は不注意により本施設を傷つけた場合には、弁償していただく場合があります。
- 6 利用者は自己の責任と危険負担において、他の利用者と協調して本施設を利用するものとします。
- 7 本施設利用中に生じた盗難、怪我、その他の事故等について、本施設に故意又は重過失がない限り責任は負いません。利用者同士の本施設内外でのトラブルについても同様とします。
- 8 利用者は、本施設において技量を超えた行為及び危険行為を行わないでください。
- 9 利用規則や利用時間を守っていただけない場合、他の利用者に迷惑がかかった場合などは即時にご利用をお断りすることがあります。

- 10 本施設は、災害時における避難所や選挙における開票所に指定されているため、急遽施設の利用ができなくなる場合がありますのでご了承ください。

(規約の変更)

第11条 本施設が必要であると認めるときは、市の承認を得て、利用規約の内容を変更し、又は新たな条項を追加できることとします。

- 2 予約システムの利用者は、利用の都度、利用規約の確認を行ってください。

- 3 利用規約の変更後に利用者が予約システムを利用した場合は、変更後の利用規約に同意したものとみなします。

- 4 第1項の変更等を行う場合、本施設のHP上で公開するものとします。

(暴力団の排除措置)

第12条 本施設を暴力団や暴力団関係者等が利用することは認めません。利用の承認後に当該事実が判明した場合は、利用承認の取消を行うことがあります。なお暴力団員等の定義はふじみ野市暴力団排除条例で定める所によります。

- 2 構成員に暴力団員や暴力団関係者等が含まれる登録は認めません。これが判明した時点で、登録を抹消します。

- 3 暴力団員等に該当しないものであっても、本施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるものと認めるときには、ふじみ野市が定める暴力団排除条例に従い、本施設の利用について定める条例の規定にかかわらず、本施設の利用を拒むことができることとします。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、本施設はその責めを負わないものとします。

(その他)

第13条 本利用規約に定めるもののほか、施設利用マナー、禁止事項及び予約システムの運用について必要な事項については、本施設が別に定めます。

(附則)

この規約は、令和6年4月1日から適用します。

マナーを守り皆様が気持ちよくご利用いただけるようご協力下さい。

ふじみ野市指定管理者アイル・オーエンスグループ